

教 育 委 員 会 定 例 会

日時：平成27年4月16日（木）午前9時30分～午後0時10分

場所：教育センター2階 204会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 早藤義則、小松泰子、貴田太史

事務局及び説明者：柏木部長、青木課長、大滝課長、鈴木副課長、力石主幹
中村係長、田代指導主事、川口課付

議事録署名委員：早藤義則、貴田太史

傍聴人：1名

柏木部長 おはようございます。新年度になりまして、初めての定例会ということで、よろしくお願ひいたします。今回から、新制度に変わって、初めての委員会となります。進行の方は、教育長にお願いすることになります。また、本日は石井委員から、欠席の届けが出されておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、教育長からお願ひいたします。

高橋教育長 皆さん、おはようございます。新制度ということで、私がこの4月から、教育委員会の議事進行を担当させていただきます。よろしくお願ひいたします。それでは、4月の教育委員会定例会を始めさせていただきます。また、事務局の方も体制が変わりました。そんな関係で、ご迷惑をおかけすると思いますが、ご協力のほど、お願ひいたします。本日の傍聴の関係ですが、秋山様から傍聴の申し出がありましたので、ご報告させていただきます。それでは、秘密会にしたい内容についてですが、定例会の次第をご覧になっていただきたいと思ひます。まず、3案件（1）報告事項④平成26年度湯河原中学校給食施設調査委託について、資料No.4でございますが、これについてはまだ内部情報ということでございますので、秘密会とさせていただきます。それから、（4）その他①児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について、これにつきましては、個人情報等の取り扱いがございます。また、③総合教育会議の日程等についてでございますが、これについても、まだ今後、それに向けての内

部的な内容ですので、こちらについても、秘密会とさせていただきたいと思いますが、皆さん、いかがでございましょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 ありがとうございます。そういうことにさせていただきます。

それでは、傍聴人の方の入場をお願いいたします。

(傍聴人 1名入室)

高橋教育長 それでは、議事録署名人の指名に移らせていただきます。本日の議事録署名人の指名でございますが、記載のとおり早藤委員と貴田委員にお願いしたいと思えます。よろしくをお願いいたします。本来でしたら、ここで議事録についての承認の事項に移らせていただきたいところですが、申し訳ありませんが、議事録がまだできておりません。3月26日の開催ということで、まだ日もなかった。それにまた、その間異動もあって、少し事務が遅れておりますので、申し訳ございませんが、次回に議事録のご審議をいただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 ありがとうございます。

(1) 報告事項

① 平成26年度ヘルシープラザの利用状況について

高橋教育長 それでは、案件に移らせていただきます。(1) 報告事項でございます。①平成26年度ヘルシープラザの利用状況について、事務局の説明を求めます。中村スポーツ振興係長。

中村係長 おはようございます。それでは、資料1をお願いいたします。

(資料に基づき、ヘルシープラザの利用状況について説明)

- ・平成26年度湯河原町ヘルシープラザ利用状況一覧表について
- ・平成26年度湯河原町ヘルシープラザ開催教室一覧表について
- ・地区別利用状況について

高橋教育長 ただいま事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。中村スポーツ振興係長。

中村係長 もう1点、資料の説明をいたします。昨年の教育委員会の定例会の時に、早藤

委員からお話をいただきまして、各地区の内訳を、ヘルシープラザの方で統計をとるよういたしました。吉浜、中央、鍛冶屋とか、そのあたりは近くなので、利用者は多いんですけど、意外に宮上が結構多いということがわかります。また、広域では、個人利用としては、近くは熱海の方、団体利用では、グループが多いせいか、小田原の方々に多くご利用いただいているというような結果も出ましたので、また、こちらのデータを指定管理者と共有いたしまして、今後の利用者の増に役立てたいと考えております。

高橋教育長 このデータにつきましては、昨年5月からということございまして、今後は引き続き、通年で作成するという事です。委員の皆様、何かご質問等はございませんでしょうか。

早藤委員 指定管理者として、これだけ利用者が減ってきていると、トータルの利用者でいくと、だいたい600人くらい減っているのかな。それで経営的に問題があるのかというのは、所管である教育委員会の方には相談はあるのでしょうか。それとも、そういうのは1年ごとのものとして、そういう内容についてはないのでしょうか。

中村係長 私の方に指定管理者の方から、毎月集計が上がっておりますが、いま私の手元に上がってきている収支の方につきましては、前年度対比で40万強のプラスというような形になってございます。実施事業の中には、こちらの教室だけではなく、ドッジボール大会、ハイキング、生き生き健康教室のコミュニケーションを図るバス旅行といったような、そういった趣旨の自主事業を実施しております。そういったものも収入の中に入りまして、現在の経営的と言いますか、収支的にはプラスというような形で、指定管理者の方から報告を受けております。

高橋教育長 それはこれに関係なく、自主事業で収入を得ているということですね。

中村係長 そうです。

高橋教育長 他にはよろしいでしょうか。

委員 質問、意見等なし

② 平成26年度町民体育館の利用状況について

高橋教育長 ご質問がなければ、次の案件に移らせていただきます。②平成26年度町民体育館の利用状況について、事務局から説明をお願いします。

中村係長 資料2をお願いいたします。

(資料に基づき、町民体育館の利用状況について説明)

・稼働率、利用件数、使用料等

高橋教育長 いま旅館の話が出ておりましたけれども、最近多いですね。バスがかなり停まっております。町民料金になるので、来ていますね。ただいま、事務局から説明がありました。委員の皆さん、何かご意見、ご質問等はございますか。

早藤委員 体育館使用について、体育館でいろいろなスポーツをするときの器具については、要するにバスケットボールやバレーボールのボールだとか、卓球のラケット・ボール、そういうものは貸し出しなんですか、それとも、使用者本人が持ってこなければ何も用意してないのでしょうか。

中村係長 基本的なスポーツにつきましては体育館の備品の中にございます。特殊なスポーツでない限り、バスケットボールやバレーボール、バドミントン、卓球など、そういったものは有償ではございますが、こちらでご用意させていただいております。また、得点板などもございますので、用途に応じてお貸しすることはできますが、あまり流通していないような器具を使うようなものについては、ご持参していただくという形をお願いしております。

早藤委員 いまの話で、有償ということは、使った場合のその金額は、どこに載っているのでしょうか。

中村係長 こちらの使用料の中に、器具使用料という形で利用料金と一緒に含まれております。

早藤委員 施設使用料と器具使用料は別に徴収するけれども、ここの決算としては一緒になっているということですね。

中村係長 徴収自体も、使用料と器具がいくらという形で、合算してご請求させていただいているような形になります。

早藤委員 もうちょっと詳しく知りたいのは、例えば、バレーボールのコートを2面とれる中で、1面使ったとして、確か1面の使用料だと思うんですけども、それに例えば、ネットは1つにしても、ボールを5つ使うのか、2つ使うのか、そういう自主申告でそういう計算をするのか、あるいはそのセットとして、施設とその器具全部のセットとしての金額になっているのか、その辺を知りたいんですけど。

中村係長 早藤委員が後段でおっしゃられたように、1セットという形で、極端な話、1つのボールでも5つのボールでも一式という形でうちの方は貸し出しさせていただいております。

早藤委員 わかりました。

高橋教育長 それは条例に出ているんですか。

中村係長 はい、条例に出ています。

高橋教育長 他にございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

③ 平成26年度町民グラウンドの利用状況について

高橋教育長 次に③平成26年度町民グラウンドの利用状況について、事務局から説明をお願いします。

中村係長 資料3をお願いします。

(資料に基づき、平成26年度町民グラウンドの利用状況について説明)

・稼働率、時間数、利用件数、使用料等

高橋教育長 ただいま事務局から説明がございましたが、委員の皆さんからご意見、ご質問等はございますでしょうか。

早藤委員 グラウンドの使用と、先ほどの体育館のことと掛かってくるんですけれども、このように利用しての施設管理というか、破損したり、あるいは何か問題が起きたとかというような大きなことは、この1年間の中で、施設管理上なかったんでしょうか。

中村係長 グラウンドは、1月4日の供用開始から現在まで、大きな事故は、うちの方で把握しておりませんというか、事故の報告は受けておりません。また、現在体育館は傷害保険に入っておりますが、4月からはグラウンドの方も傷害保険に加入いたしましたので、体育館同様に、万が一プレー中にお怪我をなさった場合は、こちらの方で契約内容に沿った形の補償をさせていただきます。

早藤委員 利用者のことは、いまわかったんですけれども、施設自体の破損や何か大きな問題はなかったんですか。

中村係長 今使っている中で、大きな破損というのはございません。

高橋教育長 夜間、トイレのことがあったじゃないですか。

中村係長 申し訳ございません。グラウンドの横にあるトイレが、夜間に数名の若者と思われる方が、みんなのトイレの中で飲酒などをして、荒らされたということがございまして、そちらにつきましては、警察にも来ていただき、現場検証をしていただきました。また、あわせて、大きな被害ではないんですが、三塁側のベンチのところの前に、ティッシュペーパーなのかトイレットペーパーなのかわからないんですが、燃えカスが残っていたということで、その近辺にはタバコや火気類みたいなものはな

かったんですが、消防と警察の方で検証していただきまして、消防の方では火災扱いではなくということで、警察の方としては、パトロールを強化していただくというようなことで、そちらの防犯上の部分でありました。

高橋教育長 あと1件、トイレの窓ガラスを割ってしまった件があったでしょう。

青木課長 私が前任でやっておりましたので。ちょうど、やっさまつりの2日目、花火大会の日に、トイレのガラスを手で殴って割られた形跡がありまして、かなり流血があったものですから、警察への被害届と、併せて、ご本人の申し出がなかったので、犯人はわからないんですが、現在、防犯カメラが付いておりますので、そのあたりで対応できるのかなと考えております。

早藤委員 いまの関連で、防犯カメラなんですけれども、そうすると、防犯カメラでグラウンドは全部確認できるのか、あるいは体育館も、入りなり体育館の中なりが、防犯カメラでのそういうものが確認できるのか、防犯できるのかどうか。その辺はどうなんでしょうか。

中村係長 まずグラウンドでございますが、現在、4台の防犯カメラを設置しております。委員がおっしゃられるように、確かにすべての範囲を網羅できるのがベストでございますが、現在、やはり死角がございます。可能な広範囲が見られる部分を警察の防犯の方にご相談させていただきまして、その4台が一番有効に使える広角はどうだろうかということで、現在の位置に設置させていただいた次第でございます。体育館につきましても、遊技場組合の方から、非常に高価な高性能の防犯カメラの寄贈を受けまして、体育館の入口のところ、小屋の前に設置いたしまして、不審者などの監視をしている形になっております。

早藤委員 わかりました。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、次の案件に移らせていただきます。

④ 平成26年度湯河原中学校給食施設調査委託について

高橋教育長 ④平成26年度湯河原中学校給食施設調査委託につきましては、まだ内部的で未成熟な情報でございますので、のちほど秘密会でご報告させていただきます。

⑤ 平成27年度人権教育に係る年間計画について

高橋教育長 続きまして、⑤平成27年度人権教育に係る年間計画について、事務局から説明を求めます。

青木課長 資料5をお願いします。

(資料に基づき、平成27年度人権教育に係る年間計画について説明)

・各月毎の現状(予想)、目的・ねらい、具体的方策、留意点等

高橋教育長 本日、石井委員から、所用のため欠席の申し出がございました。その関係で、内容についてすでに資料をお渡ししておりまして、ご意見を伺っておりますので、青木課長からお願いします。

青木課長 石井委員からは、昨日ヒアリングを受けました。この人権教育に係る年間計画につきましては、石井委員からは、内容についてはまだ動き出したばかりなので、引き続き同じ形でやるのがベストでしょうというのが1点と、やはりせっかく作ったものですから、総括の先生だけではなく、全教員にこの内容を見ていただいて、日頃の授業の中に人権に関する意識を高めていただきたいということで、より実践的な動きをとっていただきたいということを周知してくださいという指示を受けました。また、中にはお読みいただくと、5月のところの留意点のところですが、「相談内容についてはデータ化し、学年教職員で共有し」とありますが、学年教職員だけでなく、先般お話がありました、部活動の指導でのトラブルとかもありましたので、部活動の顧問間のそういった情報の共有、そのあたりも含めてどこかに付け加えていただけないですかというご意見をいただきましたので、年間計画にどこまで盛り込めるかという部分もあるんですが、そういった取り組みも少し加えたらどうかというご意見をいただいております。以上でございます。

高橋教育長 何かございますか。

早藤委員 前年を踏襲して、ほぼ同じように年間計画を練られたということで、提出されていますことはわかりますが、今ここで、この表の一番右側に、提言のナンバーが書いてあります。ところが、この提言のナンバーは、初めて見た人には、何の提言で、何でこの数字なのか、全くわかりません。必要ならば、この提言を1から10まで全部掲げて、それでこうなるんだということが必要かも知れませんが、もう、今この時点でこの提言に沿ってつくったとか、その辺のものは終わっているんだと思うので、ここは削除してもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

高橋教育長 委員の皆さん、いかがでしょうか。青木課長。

青木課長 早藤委員がおっしゃられたように、ここでお示ししてあるのも何のことかなと、

私が見てもわかりにくいなという感じがします。ですので、内容自体である程度網羅されているということで、外してしまってもいいのかなということで、これは担当の長田指導主事と検討させていただきたいと思います。

高橋教育長 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

委員 全員了承

高橋教育長 それでは、この件については、そういう形で対応させていただきます。他にございますか。柏木部長。

柏木部長 1件追加させていただきます。直接、人権教育、これには盛り込まれておりませんが、昨年度、中学生から標語を募集して、人権宣言のところに、併せて入賞作品を掲示させていただきましたけれども、今年度は、小学校高学年の児童に、また標語を募集して、クリアファイルみたいなものに、その作品を提示して、お配りしようかなというような考えでおりますので、ご報告させていただきます。

高橋教育長 報告がありました。何かご質問等はございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、次の報告に移らせていただきます。

⑥ 平成27年度子どもふれあい農園事業について

高橋教育長 次に⑥平成27年度子どもふれあい農園事業について、事務局からお願いします。

力石主幹 資料6をお願いします。

(資料に基づき、平成27年度子どもふれあい農園事業について説明)

・平成27年度子どもふれあい農園事業実施要領

(開催日時、目的、実施場所、実施時間、内容等)

高橋教育長 ただいま事務局から説明がございましたが、皆さん、ご意見、ご質問等はどうですか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、次に移らせていただきます。

⑦ 平成27年度稚鮎の放流体験について

高橋教育長 ⑦平成27年度稚鮎の放流体験について、事務局から説明をお願いします。

力石主幹 資料7をお願いします。

(資料に基づき、平成27年度稚鮎の放流体験について説明)

・平成27年度稚鮎の放流体験(案)

(開催日時、実施場所、実施時間、内容等)

高橋教育長 事務局から説明がございましたが、委員の皆さん、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。青木課長。

青木課長 一点ほど補足いたします。稚鮎の放流体験ですけれども、観光漁業組合さんのご協力をいただいて、町内全域の小学校にということで、当初は湯河原小学校の児童だけだったんですけれども、昨年度から、東台福浦小学校と吉浜小学校の児童も参加できる形ということで、バス等の手配にご協力をいただいたことを、併せてご報告させていただきます。以上でございます。

高橋教育長 補足がございましたが、何かございますか。

早藤委員 いまここで、各小学校が2年生から4年生までを振り分けてあるんですけど、こうしてみると、東台が2、3年生がやって、また鮎の方は3、4年生の方がやると。これはそうすると、東台は小学校卒業までに、同じ体験を2回やるんですか。

青木課長 いま早藤委員がおっしゃるように、人数の関係がありますので、学年によって2回経験されることもございます。ただ、雨天等で中止になる場合もございますので、東台の子どもたちにとっては、一番恵まれているのかなと思います。

高橋教育長 他にご意見等がございますか。

柏木部長 今回、観光漁業組合から、泉の小学校も入れてあげてもらいたいというような申し出がございました。今、日程等を確認中でございますが、もし先方の都合がつけば、3校に加えまして泉の小学校も入るといようなことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高橋教育長 補足がございましたが、委員の皆様よろしゅうございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、次の案件に移らせていただきます。

⑧ 平成27年度温泉入浴体験について

高橋教育長 ⑧平成27年度温泉入浴体験について、事務局の説明を求めます。力石係長。

力石主幹 資料8をお願いします。

(資料に基づき、平成27年度温泉入浴体験について説明)

・平成27年度温泉入浴体験(案)

(実施日、実施場所、実施時間、内容等)

高橋教育長 事務局から説明がございましたが、委員の皆様、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

早藤委員 3つをまとめてお聞きしたいんですけども、この事業実施について、お茶の場合には予算的に、お茶の管理料と加工料が計上されてますけども、全部バスを使うわけですけども、それぞれに、いま温泉入浴についてはバス代はかからないというようなことだったかと思いますが、他のところもバスを利用する、あるいは稚鮎の放流等の補助の裏付けとかっていうのは、ここには書いてありませんが、その辺はないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

力石主幹 お茶摘みの体験につきましては、加工代とか委託料の方は設定させていただいているものでございますが、温泉入浴体験と稚鮎放流体験につきましては、各組合さんの方のご厚意にかなり甘えている部分がございます、ご協力をいただきながら、何とか事業の方を展開させていただいているところでございます。実際の予算的なものというのは、ございません。

早藤委員 バスもですか。

力石主幹 そうです。お借りして何とか。

早藤委員 バスも、全てが無料ですね。

力石主幹 お茶摘みの体験につきましては、湯河原小学校の分は予算化させていただいております。稚鮎放流と温泉入浴につきましては、ご厚意に甘えているというようなところでございます。

早藤委員 そうすると、お茶の場合のバスは、この予算とは別の予算からのものだから、ここに計上されていないということですね。

力石主幹 予算規模が小さかったもので、割愛をさせていただいたところでございますが、町の予算として約6万円ほど計上させていただいております。

高橋教育長 他にご意見等がございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 なければ、次に進ませていただきます。

⑨ 「家庭学習のすすめ」の配布について

高橋教育長 ⑨「家庭学習のすすめ」の配布について、事務局から説明をお願いします。

青木課長 資料9をお願いします。

(資料に基づいて、「家庭学習のすすめ」の配布について説明)

・家庭学習のすすめ「小学校1・2年生」、「小学校3・4年生」、「小学校5・6年生」、
「中学1・2年生」、「中学3年生」を、家庭訪問時に保護者に配布

青木課長 石井委員のお話としましては、家庭教育のすすめということで、学力状況調査のことも含めて、なかなか勉強する機会というのは、家庭では少なくなってしまうと。宿題があれば、やる子もいるんだろうけれども、なかなか家へ帰ってやらないんじゃないかというご指摘を受けました。ですので、そのあたりも含めて、家族が一体となって、子どもが勉強する機会を作っていただきたいということを、保護者に直接伝わるように、ぜひ届けていただきたいというご意見をいただいております。以上でございます。

高橋教育長 事務局からの説明がございましたが、これは昨年、小松委員から、カラー版で用紙も良いものということで、早速、予算化させていただき作製したものでございます。委員の皆様、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

小松委員 こういうふうにやりましょうということが書かれているんですけども、やはり子どもは、具体的にドリルの何ページをやってみましょうとか、そういうふうに表示されないと、時間は何分間とか書かれていますけど、なかなか自分で考えて、今日この課題をやるというふうには、なかなかできないんじゃないかと思うんです。学校の先生方の方で課題を出していただくのが、一番取り組みやすいと思います。

青木課長 今、小松委員のご指摘がありましたように、石井委員からも同じように、なかなか、ただ「やれ」と言っても、何をやらせたいのか、やり方がわからないよというご家庭がかなりあるんじゃないかというご指摘があったものですから、やはり、宿題というのは果たしていいかどうかという難しい部分なんですけど、このあたりをやらせたいよというようなアドバイスの的なものをしていただけないかということ、校長会の方で、こういったご意見がありますということは、お諮りしたいなというふうにご検討しております。

小松委員 湯河原は、あんまり宿題というのはないんですか。過去、皆様方のお子さんはいかがでしたか。私は静岡の島田なんですけど、宿題は高校までありました。

高橋教育長 宿題はあると思います。息子さんのときはなかったですか。

小松委員 教育長がいらっしゃる前にお話したんですけど、小学校の頃はある程度ありました。中学校に入ると、日々の宿題というのはほとんど出なくて、定期テストの期間までに、ドリルの何ページまで終わらせてきて下さいと。日頃やっていないので、4

0ページとかそのくらいを、テスト前にみんなすごく必死になってやるんです。これじゃあまり、やっつけ仕事みたいな感じで身に付かないなと。あと夏休みは宿題は大量にありましたね。日々少しずつ出していただくと助かるなと思いました。

青木課長 習慣を付けていくということが、学力の向上には非常に大事なことだと思います。そのあたりを含め、各担任の先生が、どういった家庭学習があるのかというのを考えていただきながら、是非、家庭訪問の中で、うまくお話していただけたら、ありがたいなと考えております。

早藤委員 私は小松委員とちょっと違う見解なんです。宿題が大嫌いだったもので、宿題を出されると本当に憂鬱になる、そういうものだったので、私はそんなに、宿題を重要に思うか思わないかというのは、子どもがだいたい決めるので、宿題を出されてもやらないというのはすごくわかったし、宿題をすごく一生懸命やるって、人によってすごくありました。しかも先生によって、科目によって、宿題を出す、出さないというのがありましたから、これは一概に宿題がいいか悪いかというのは、経験の中では、宿題があったから勉強したという人と、私は宿題があると逆にすごくやる気がなくなる子どもだったし、私が行っていた学校は、むしろ宿題を出さないというところだったから、すごく気が楽でした。ですから、たとえば委員会側から、学校に宿題を出した方がいいとかって言うのは、違うような気がするんで、いま課長が言われたように、勉強方法について、保護者と学校と生徒とが話し合う場を作るとのことぐらいしかできないのかなと思うんですね。授業の進み具合が遅れていけば、その目標のために、宿題を出さざるを得ない部分があるし、それをクリアしていれば、宿題なんて出す必要はないと思います。何か子どもがあまり勉強をしないのを、学校の宿題のせいにするというのは、私はそうじゃないような気がするんですね。だから、先生から言われればやるというのと、親から言われたらやりたくないという、その辺もあるんですけど、だから先生に言ってくれというのも、ちょっと、すごくわかるけども、本来の筋とは違うかなっていう気がするんですね。だから、あまりここで宿題を、学校側にぜひ出してくれというものは、どうかなという気がするんですね。私から考えると、保護者と先生との間の範囲では、そういう話はいくらでもいいかなと思いますけど、そんなふうに感じました。

高橋教育長 そういうご意見がありますが、貴田委員はいかがでしょう。

貴田委員 やはり目的としては、習慣付けるというのが目的であると思っております、習慣付けるのはどういうことかということ、勉強に対する意識を高めるといったところ

が、社会人になってもつながることではないかなと思っています。習慣付けるということは、私の考えですが、人に言われてもなかなか習慣付かないものなのかなと感じますので、やはり自主的に、ご家庭の中で習慣付けるような方向で進んでいければいいんじゃないかなと考えております。

高橋教育長 今まさに、学習指導要領の改訂作業を国で行ってございまして、その中でもやはり、ただ教え込むのではなくて、自主的に勉強させる意欲を高めようということで、アクティブラーニングとあって、今やっていると思うんですね。確かにそれは理想かなと思いますが、そうすると、やはり教職員の資質が非常に問われるのかなと思います。確かに、言われてやるというのは、なかなか身に付かないというのは、前々から言われているんですけども、我々の経験からしても、そうだと思うんですね。興味があって自分からやっていくことというのは、なかなか忘れないというか。ただ、中学校までというのは基礎ですので、基礎事項がないとなかなか次のステップに行けない部分があるので、その辺はご意見が分かれるところかなと思います。田代指導主事は、その辺のところはどうですか、学校経験からして。

田代指導主事 私もいろいろな子どもがいると思うので、子どもによって、このやり方でうまくいった子どもと、そうじゃない子どもとありましたね。だから、自分の教科で考えた場合には、色々な方法をとってみました。だから、教科の中では、いろいろな方法をとれることがありますので、子どもが、自分からプリントをくださいと言う子どもがいたりして、その子に対しての個別の対応を試みたり、または、全体への宿題もある程度出してみたりという、やはり一律の方法では必ずしもカバーできないなという感じは常々持っておりました。

高橋教育長 いかがでしょうか。

小松委員 家庭の熱心さによって差があまりにも出てしまうのは、心配だなと思います。

青木課長 小松委員がおっしゃるように、家庭によって教育に対する温度差があるのかなと感じるところであります。それを受けて、各家庭の保護者の方には、同じ意識を持っていただいて、子どもの教育に向き合っていただきたいなというのがあるので、家庭訪問という、先生と接する一番いい機会だと思いますので、その機会を通して、深く理解いただければなと、そういった機会になればなと思っておりますので、ご理解をよろしく願いしたいと思います。

早藤委員 これは余分なことなんですが、ちょっと今思ったんです。これ両面印刷にして、1、2年生の人も、3、4年生になったらこうなんだということを、今の話の中で、

親もわかるじゃないですか。1、2年生に配るときは3、4年生が見えて、3、4年生に配るときは5、6年生に見える。紙代は一緒だし、印刷費だけの問題だから、そういう手法というのも1つかなという気がするんですね。つまり、この学年になったからこれだというふうに思うのも1つなんだけど、将来的にこうなんだというふうに思えるというのも1つなのかなという、今、3年生になったけど4年生はどうなんだなということがわかるということも、必要なかなと思うんですけども。勝手な提案です。

青木課長 今回は刷り上がってしまっておりますので、この形でお配りさせていただきますけれども、今後の検討材料としたいと。2年分つくってしまったので、来年お渡しする分も同じパターンで行かせていただきますけど。

早藤委員 これを持って行って、こっちに印刷するってやれるじゃないですか。原版があるんだもの。

青木課長 2年間、このスタイルで続けさせていただこうかなと。その翌年に対しては、その先を見据えたチラシの作り方もあるのかなと思いますので、それは検討させていただきたいと思います。

高橋教育長 他にございますか。

小松委員 中学校は、担任の先生が持ち上がりで持たれると、1年のときの先生が3年で持たれると、家庭訪問がなかったりするんですよ。ですから、そういう場合の渡し方も、またご検討ください。

青木課長 わかりました。ありがとうございます。

高橋教育長 他にございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、報告事項は終了させていただきます。

(2) 協議事項

① 平成27年度ポースティーブンス市中学生派遣事業実施要項(案)について

高橋教育長 次に(2)協議事項①平成27年度ポースティーブンス市中学生派遣事業実施要項案について、事務局から説明をお願いします。

鈴木副課長 協議第1号をお願いします。

(資料に基づき、平成27年度ポースティーブンス市中学生派遣事業実施要項(案)について説明)

・平成27年度ポースティープンス市中学生派遣事業実施要項（案）

（目的、派遣先、派遣期間、派遣人数、主な事業内容、参加費用、参加申込み、参加希望者事前説明会、選考試験等）

高橋教育長 大滝課長、校長会での中学校の要望事項について、報告して下さい。

大滝課長 先般、校長会がございました。その中で、湯河原中学校の校長先生から、要望という形でお話を伺いました。今年度の事業について、中学校の先生を派遣することは了解すると。ただし、来年度以降、この事業が続くのであれば、できれば、こちらの職員も一緒に対応していただけないかというお話がございました。以前に、空港まで行く中で、町の職員が付いていなくて、電車の時間が遅くなったりして、飛行機に乗れるのかどうかというような、そういう時があったそうでございます。それに対して、職員は空港まで随行するという形で対応してございますが、先生の方からは、この訪問自体に職員も一緒に行っていただくことを、検討していただけないかということございました。

高橋教育長 事務局から説明が終わりました。協議事項でございますので、皆さんいかがでしょうか。

青木課長 先般、石井委員から、ポースティープンス市派遣事業に対するご意見をいただきました。石井委員からは、昨年度は試験の結果、女性が6名という形で、偏った結果になってしまったということで、男女それぞれ、1人、2人でもいいから、男女が参加できるような形で、そういった仕組みにできないですかということを、ご指摘いただきたいということがありました。

高橋教育長 石井委員からのご意見がございましたが、それを踏まえまして、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

早藤委員 いまの石井委員のお話、前回もここで協議というか、話題になったところだと思います。やはり、募集要項の中には、それは入れることは難しいだろうなと思います。ですから、それは内規としての文章もつくる必要もなく、それはある程度、事務局の中で確認した事項として。でも、それはそのとおりだと思いますし、その話は実際に、先方の受け入れ側で、ホストファミリーを探すときにも、全部女性だったので、非常に苦慮したという話も伺っておりますから、それはできる限り、そこは事務局として、そのような対応はしていくべきだなというふうに思います。応募資格と説明会について、2点ほどお聞きしたい部分がございます。応募資格のオに、心身が健康で協調性がありというのがあります。この心身が健康でありというところの基準という

か、募集要項の中にどのような記載になっているのかわかりませんが、過去に、非常に強度のアレルギーを持った子がいて、先方がそのホスト探しに非常に大変だったということがあります。ですから、その申し込みの時点で、健康診断書を出すなり何なり、その項目の中に、アレルギーとかそういうものが、例えば、あるならある、ないならない、そういう記述が明記されていなければ、合格を出したあとに、取り消しはなかなか難しいと思うので、申し込みの時点でそれがわかるようにした方がいいだろうなど。これは大学等の入学の場合には、事前に健康診断書を出す部分がありますから、その辺も必要なのかなというふうに思います。そして、事前説明会が5月8日にあるということで、ここにも事前説明会と選考試験の日程はありますが、ここになぜ合格の発表日がないのか。普通、こういう選考がある場合には、選考日と発表日があるはずですし、その辺があまり遅くなると、いろいろな詮索というか、あらぬ噂が飛び交うことが非常によくあるので、できるだけ短い期間で発表できたらなというふうに思います。それと言うのに1つは、先方のポートスティーブンス市のホストファミリー探しの方でも、男女の比率をはっきりしてもらわないとホストが探せないし、これが後ろになればなるほど大変になってくるということがあります。というのが、先方も湯河原だけでなく、他の国とか町からホームステイを受け入れる事業が、ほぼこの時期にあるということで、先に申し込みをした方に優先してホストを使っているということで、過去に本当にぎりぎりまでホストが決まらなかったとか、2人を1軒の家で面倒を見てもらうとか、いなくて仕方なく先生とか姉妹都市委員会の人たちがホストを受けざるを得なくなったとかという話がございますので、できるだけ早い時期、遅くとも5月末までには、先方に男女の別だけでも報告できるような発表日を設定してもらえた方がいいのではないかなというふうに思います。その辺はいかがでしょうか。

高橋教育長 いかがですか。鈴木副課長。

鈴木副課長 昨年は5月22日に実施をいたしまして、6月4日に通知を発送しております。今のご意見を参考にさせていただきたいと思います。選定にどのくらい時間がかかるのか、いまの段階では私も把握できていない部分がございますので、ご意見として、しっかりと承りたいと思っております。

高橋教育長 健康診断については、いかがですか。

鈴木副課長 先ほど早藤委員からありました健康診断につきましては、湯河原胃腸病院におきまして身体測定、視力・聴力の検査、貧血検査、炎症検査、胸部エックス線、心

電図、血圧、問診等を行っております。アレルギーにつきましては、まだ資料が確認できていないんですが、確認させていただきたいと思います。

青木課長 早藤委員がおっしゃられたことですが、自己申告で、アレルギー等があるかという記載欄がございます。このアレルギー問題、昨年も1人いたということがあるので、アレルギーの度合い、レベルにもよると思うんですが、小麦粉アレルギーとか生活に影響が出るようなアレルギーは、事前に把握して、その旨、ホームステイ先での生活にも支障があるよということであれば、保護者の方にお話をしなければいけないのかなということがあります。事前の診断書になってしまいますと有料になってしまいますので、アレルギーに関しては、保護者の方から申告していただくというような形で記載欄を設けておりますので、把握に努められるのかなと思っております。

高橋教育長 昨年参加した生徒は、もうすでに、事前に申し出があったということですか。

青木課長 内容を聞いて、どういったアレルギーかということは確認をしております。

早藤委員 聞くというのは、どこの時点で聞くんですか。申込書の時点ですか。要するに、合格発表の前ですか。

青木課長 前です。最初の申し込みの時点で、特記事項でアレルギー等の記載欄があって、そこに書いていただく記述式です。

早藤委員 それは親からですか。

青木課長 親からです。

早藤委員 それは去年からですよ。記載事項に書くというのは。

青木課長 それの前年度については把握していないんですが、前年度については記載欄があって、私も読んでいます。

早藤委員 一昨年ときは、ものすごく色々なアレルギーを持っていて、ピーナッツから小麦粉から、フルーツから、もうすごくあって、先方がもう本当に困ったというような。合格発表をしちゃってからそれが出てきて、それでしかも薬まで持っていくからということで行ったんですけど、これはもう事前に、発表の前に、説明会のときに、もし後日そういうものがわかって、ホームステイあるいは向こうの研修に支障があるとした場合には、合格を取り消すということをはっきりうたうなり、口頭でも言わないと、これはもう本当に大変だったし、向こうが、それからホストファミリー探しがナーバスになったということがありますし、今後続けていく事業の中では必要なのかなと思います。それと、犬、猫がだめだった子がいたので、それも実際には、向こうの家庭、ほとんど9割方は犬、猫を飼っているし、向こうのプログラムの中では、コ

アラとかと一緒に遊ぶ、自然動物園の中などで抱っこするとか、そういうものが入っているから、そうすると、そういうものも嫌いだからできないということになってくるから、好き嫌いの問題なんだけども、ある程度その辺の確認もできないと、合格して行っても、実際に向こうのいろいろなプログラムの中では困るんだろうなという気はします。

高橋教育長 どうですか、大滝課長。

大滝課長 そうですね。実際に合格しても、現地に行って、例えばそういうように、犬、猫がだめで、辛い思いをして帰ってくるというようなことも、子どもにとってはどうかと思います。早い段階で、説明会の段階で、先ほどのアレルギーの話ではございませんが、こちらの方からも、いまの早藤委員のお話ですと、ペットを飼っているのは常態的なんだというような説明も必要ではないかと思います。その辺の情報は、説明会に出席された方、または申込書の案内とか、そういうところにも、極力情報を提供していきたいと思います。

高橋教育長 アレルギーは明記するようになっているんですか。

鈴木副課長 アレルギーと書いてあります。

高橋教育長 極力、情報は提供するとともに、記載していただくと。

早藤委員 先ほどの中学校からの申し出と関連した事項になりますが、ポーツマス市から湯河原に来る場合に、向こうの基準というのがありまして、だいたい子どもが6、7人に先生、大人が1人というような基準があるようです。ですから、果たしてこの6人の派遣生徒に対して、随行が2人も付くのがどうなのかなど。過去に、私の記憶している範囲の中では、2年まとめて行った年があります。9. 11の年と鳥インフルエンザの年が、1年遅れて次の年と一緒にいった。ですから、その時は人数が倍になったんですけども。9. 11の次の年に行ったときは、役場の職員が随行して、確かに2人で行ってました。ただ、鳥インフルエンザのときは、12人を中学校の先生1人が見ていたので、それはたぶん大変だったんだろうなというのは、外で見なくても感じました。それで、やはり子どもを派遣する上では、安全を確保するというのは大事なことですし、役場が学校と一緒にその辺のことをやるのは当然のことだと思います。さらに言えば、やはり役場の人が現地を十分に理解してもらうのが一番いいかと思うので、先生たちは子どものことはわかっているかも知れないけれども、先生たちは異動で湯河原からいなくなってしまうと、実際に国際化に対する意識というのが湯河原に定着することは、非常に難しい現状なので、今後の考え方と

して、役場の職員の方が同行してくれるというのは、一番理想に近いのかなと思います。湯河原の行政、いろいろな部分で、姉妹都市との関係、国際化のことが理解できるという意味で。さらに、昨日か今日の地方紙を見ると、真鶴町のオーストラリア派遣の募集が載っていて、それを見ると1人当たりの負担が10万円以上で、しかも6日間の派遣と。期間的にも短くて、金額が倍以上というのがありまして、小田原市も確かそのくらいの、10万円以上の個人負担ということで、湯河原、この金額で行けるのは、非常に安くてありがたいことなんですけども、いま言うように、若干でも負担額を増やして、本来は派遣する生徒がいいと思いますが、随行する人の分まで補填できるような形も考えられたなら、よりいいものになるんじゃないのかなと思います。私見としては、ぜひ来年度そういう形で予算を増やすなり、負担額を増やししながら、随行者を含めて行ける人が増えるようにしていただけたら、一番いいのかなというふうに思います。

高橋教育長 予算の関係は、早藤委員がおっしゃるように、増やすなら行く子どもを増やせという考え方なんです。なかなか2人というのは現実的に難しいかなと思います。ただ、早藤委員がおっしゃるように、役場職員で適任がおれば、そういう形も1つの方法かなと思います。来年度に向けて少し検討しなければいけないんですが、なかなか予算は、金額の問題ではなく、いま言いましたように、6人に2人というところが、やはりネックになっているのかなと思います。ただ、中学校としても、やはりそういう思いがあるようなんです。これは最近ではなく、以前からそういう話が出ていましたので、その辺も予算の中で出たこともあるんですが、なかなかそういう方向には行かないんです。

青木課長 今、早藤委員がおっしゃられたように、参加者の負担金ということで、昨年度、一時的に、かなり燃油サーチャージの増嵩がありまして、ここまで値上がってしまったら、やはり1人当たりの負担額を増やさなければいけないだろうということで、検討したことがございました。町部局の方にも増額する形で計上したところなんですけども、やはり、より多くの方に手を挙げていただくには、参加の負担金というのは、低いに越したことはないだろうということで、燃油サーチャージも下がったこともあったんですが、当初提出した金額ではなくて、元の金額で参加者負担金をということになった経過がございます。

早藤委員 もう1点、参加費用のところ、参加者負担金、語学研修負担金、健康診断負担金と別々にありますけども、これは参加者は必ず語学研修を受けるということにな

っているわけですから、参加者負担金の中に組み込んで、中の説明としては、この中に語学研修負担金が入っていますよとか、滞在費の負担金だとかという説明をするのはいいと思いますが、語学研修負担金が別にあるというのは、非常にわからないところだと思います。行くのには、もうこれが加わっているんだと。健康診断負担金については、これは合格者の中でも、たとえばお金を個人で払う部分で、役場に払う部分ではないので、これは1人当たり2,500円とありますが、2,500円くらいとしておかないと、病院だって、指定したところでなくてもいいのかなと思いますけども、様式が1つになっていけば、自分の主治医のところに行って、当然こういうものは健康診断だから、項目さえクリアすればいいと思うんですけども、胃腸病院と指定する意味がよくわからないので、その説明もいただきたい。ですから、ここは参加者負担金を5万3,500円にして、健康診断については、別に金額を書かずに、個人でやる必要があるということを、この下を書いてあるものと同じように、明記すればいいんじゃないかなと思います。

鈴木副課長 早藤委員がおっしゃられたように、参加者負担金と語学研修負担金については、合わせても問題がないと考えております。ここは合計の金額で記載をさせていただきたいと思います。また、健康診断負担金につきましても、別に、この病院でなければいけないということはないと思いますが、7名お願いすることによって、この2,500円をお願いできているのか、いま確認ができていないものですから、個別にお願いすると、もっと費用が高くなってしまうということであれば、一括でお願いすることも検討しなければいけないと思いますので、即答は避けさせていただけたらと思っております。

高橋教育長 胃腸病院は、湯河原町職員の産業医です。そういう委託契約をしております。その関係でこの病院に指定しているんじゃないかと思います。何かあると、そちらに行って、診断をもらっております。

早藤委員 じゃあ、職員と同じような形のものできるということでやっているわけですか。

高橋教育長 そうだと思います。

早藤委員 そうだとしたら、これも全部、参加者負担金の中に入って構わないですね。

高橋教育長 そうということであれば。

青木課長 参加費用のことですが、役場の便宜上の問題として、実際に役場の中に歳入される金額が、参加者負担金5万円だけになっております。健康診断負担金とかは、直

接病院に支払われる。町が代行しているようなイメージになりますので。語学研修負担金についても、試験代、テキスト、講師の報酬もこの中から支払われるということで、歳入される部分と歳入されない部分のすみ分けで、分けてしまっているというのが実情だと思います。

高橋教育長 でも、それは役場の立場ですよ。

青木課長 ですから、実際にお支払いになる方については、全部で5万3,500円という形で明記して、全く問題ないと思います。

早藤委員 是非そうしてもらわないと、やっぱりおかしくなるし、参加者にとっては、参加負担金はいくらかかるかと。その明細は別であって、下にその他として、個人的にはこのくらいかかりますよと明記されているから、それでいいと思うんです。じゃあ、語学研修負担金と健康診断負担金という項目がなくなって、参加費負担金5万6,000円という形になりますか。

高橋教育長 内訳として、括弧書きでもして、こういう内訳ですよ。

早藤委員 内訳になる分には構わないと思います。

高橋教育長 その方がわかりやすいですよ。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、先ほどからいろいろご指摘があった部分については、すぐできること、それから来年に向けてのこともあると思いますが、その辺はよろしくお願いします。では、協議事項の内容につきまして、皆さんよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 ありがとうございます。

(3) 議決事項

① 湯河原町社会教育委員の委嘱について

高橋教育長 続きまして、(3) 議決事項に移らせていただきます。①議案第1号湯河原町社会教育委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

鈴木副課長 議案第1号をお願いします。

(資料に基づき、湯河原町社会教育委員の委嘱について説明)

- ・任期 1年(平成27年4月1日～平成28年3月31日)
- ・被委嘱者 3名

高橋教育長 ただいま説明がございました。委員の皆様、ご質問等はございますでしょうか

か。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、議案第1号をご承認いただけますでしょうか。

委員 全員賛成

高橋教育長 ありがとうございます。

② 湯河原町青少年指導委員の委嘱について

高橋教育長 続きまして、②議案第2号湯河原町青少年指導員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

鈴木副課長 議案第2号をお願いします。

(資料に基づき、湯河原町青少年指導員の委嘱について説明)

- ・任期 1年(平成27年4月1日～平成28年3月31日)
- ・被委嘱者 2名

高橋教育長 ただいま説明がございました。委員の皆様、ご質問等はございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、議案第2号をご承認いただけますでしょうか。

委員 全員賛成

高橋教育長 ありがとうございます。

③ 湯河原町学童保育所運営委員の委嘱について

高橋教育長 続きまして、③議案第3号湯河原町学童保育所運営委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

鈴木副課長 議案第3号をお願いします。

(資料に基づき、湯河原町学童保育所運営委員の委嘱について説明)

- ・任期 1年(平成27年4月1日～平成28年3月31日)
- ・被委嘱者 2名

高橋教育長 ただいま説明がございました。委員の皆様、ご質問等はございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、議案第3号をご承認いただけますでしょうか。

委員 全員賛成

高橋教育長 ありがとうございます。以上をもちまして、議決事項3件につきましては、終了させていただきます。

(4) その他

① 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について

高橋教育長 続きまして、(4) その他でございます。①児童・生徒の事故報告及び生徒指導等につきましては、個人情報等の取り扱いがございますので、秘密会とさせていただきます。

② 湯河原町学校給食異物混入対策マニュアルについて

高橋教育長 ②湯河原町学校給食異物混入対策マニュアルについて、事務局から説明をお願いします。

柏木部長 資料11をお願いします。

(資料に基づき、湯河原町学校給食異物混入対策マニュアルについて説明)

・変更点等を説明

(異物混入防止対策についての追加事項、異物混入が発生した時の被害拡大防止策についての修正、追加事項等)

高橋教育長 この件につきましては、前回の協議事項にございまして、ご指摘があった部分について協議をしたものでございます。委員の皆様、何かご質問等はございますでしょうか。

早藤委員 最後の報道対応のところで、報道発表の前に、2つのところに情報提供するとありますが、これは土、日とか時間帯とかの問題は、クリアできるんですか。

柏木部長 そこまで確認しておりませんので、その辺は確認をしたいと思います。

早藤委員 やはり、こういう文言ができ上がっていると、それに即したものにしないとまずくなるので、あらゆる場面を想定した中で、この文言に沿った対応ができるということを準備しておかなければいけないと思いますので、お願いいたします。

柏木部長 わかりました。

高橋教育長 では、この件につきましては、その辺の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

③ 総合教育会議の日程等について

高橋教育長 次に③総合教育会議の日程等についてでございますが、これは今後の内容でございますので、まだ不確定なものでございますので、秘密会とさせていただきます。それでは、定例会の公開する部分につきましては、以上とさせていただきます。

(傍聴人 1名退室)

※秘密会

(1) 報告事項

④ 湯河原中学校給食施設調査委託について

高橋教育長 ここからにつきましては、秘密会とさせていただきます。案件(1)報告事項④湯河原中学校給食施設調査委託について、事務局から説明を求めます。

柏木部長 資料4をお願いいたします。

(資料に基づき、湯河原中学校給食施設調査委託について説明)

(4) その他

①児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について

高橋教育長 (4)その他①児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について、事務局から説明をお願いします。

青木課長 資料10をお願いします。

(資料に基づき、児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について説明)

③ 総合教育会議の日程等について

高橋教育長 続きまして、③総合教育会議の日程等について、事務局から説明をお願いします。

柏木部長 (総合教育会議の日程等について口頭説明)

※ 秘密会終了

④ その他

高橋教育長 ④その他でございます。

柏木部長

- ・補正予算について
- ・教科書採択の日程等について

高橋教育長

- ・校長会の案件について
- ・緊急時の連絡網について

早藤委員

- ・入学式について
- ・教員名簿について

高橋教育長 他に何かございますか。

委員 報告、連絡等なし

4 次回開催日程

高橋教育長 次に、6月定例会ですが、6月18日（木）午前9時30分からでいかがでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 これは石井委員も了解されています。

《次回開催日程》

5月定例会 5月20日（水）午前9時30分～ 場所：教育センター

6月定例会 6月18日（木）午前9時30分～ 場所：教育センター

高橋教育長 それでは、以上で4月定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

終了 午後0時10分